

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられます。法改正及び政府の方針を踏まえ、次のとおり、5月8日以降の学校における感染症対策についてお知らせします。

1 基本的な感染症対策について

- 引き続き、「手洗い」「咳エチケット」などの感染症対策を行っていきます。
- 当面の間、「常時換気」を行います。夏季、冬季、荒天時など常時換気が難しい場合は、できる限りこまめに換気を行います。
- ご家庭・学校それぞれの児童生徒の健康観察は継続します。発熱や咽頭痛、咳など、普段と異なる症状がある場合には登校を控え、自宅で休養するようお願いいたします。

2 感染流行期の感染症対策について

- 新型コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合は、基本的な感染症対策に加えて、次の対策を行います。
・大声での会話を控える ・身体的距離の確保
- 感染症流行期には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒にマスクの着用を推奨することがあります。ただし、マスクの着用を強いることがないように対応します。

3 出欠席の取扱いについて

- 新型コロナウイルスの検査等で児童生徒の陽性が判明した場合は、出席停止となりますので速やかに学校へご連絡をお願いいたします。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準>
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
(令和5年5月8日から施行)

※ 登校の際には、インフルエンザと同様、保護者の記入による「新型コロナウイルス感染症治癒報告書（各学校のHPに掲載）」を提出していただくこととなります。(裏面参照)

- ご家庭での濃厚接触者の取扱いはなくなります。
- 感染が不安で休ませたいとの意向がある場合は、学校に相談してください。同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など合理的な理由があると判断する場合は、学校長判断で欠席にはなりません。

4 マスクの着脱について

- 学校教育活動において、児童生徒・教職員ともにマスクの着用を求めません。また、感染流行期を除いて、距離の制限はありません。
- 登校時や運動時等は、今後、熱中症の危険性が高まることから、積極的にマスクを外すよう呼びかけます。ご家庭でもお子様にお話いただきますようご理解、ご協力をお願いいたします。
- 基礎疾患や花粉症など様々な事情によりマスクの着用を希望する児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることがないようにします。また、児童生徒間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう丁寧に指導を行います。

新型コロナウイルス感染症 治癒報告書

射水市立

学校長あて

年 組 氏名 _____

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過したこと(無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過したこと)を次のとおり報告いたします。

1 発症日	月 日 ()
(発症日は、発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日で、0日目となります。)	
2 受診日・受診医療機関	月 日 () 医療機関名
(受診はせず、検査キット等で検査した場合は、検体採取日を記入してください。)	
3 症状が軽快した日	月 日 ()
(「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。)	
4 休んだ期間	月 日 () ~ 月 日 ()

※発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

新型コロナウイルス感染症出席停止期間 早見表

	発症日	発 症 後						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症後1日目に症状が軽快した場合	発 症	症状軽快	症状軽快後1日	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目		
		出 席 停 止						登校可能
発症後2日目に症状が軽快した場合	発 症		症状軽快	症状軽快後1日	発症後4日目	発症後5日目		
		出 席 停 止						登校可能
発症後3日目に症状が軽快した場合	発 症			症状軽快	症状軽快後1日	発症後5日目		
		出 席 停 止						登校可能
発症後4日目に症状が軽快した場合	発 症				症状軽快	症状軽快後1日		
		出 席 停 止						登校可能
発症後5日目に症状が軽快した場合	発 症					症状軽快	症状軽快後1日	
		出 席 停 止						登校可能

- ◆ 最低でも5日間は、出席停止となります。
- ◆ 無症状の感染者は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」出席停止となります。